

第1回 大阪市同和問題に関する有識者会議について

1 開催日：平成25年3月29日（金） 午前10時～12時

2 開催場所：大阪市役所 地下1階 第11共通会議室

3 出席者：（委員）

平沢 安政 委員（座長） 中尾 由喜雄 委員（座長代理）

赤井 隆史 委員 神原 文子 委員

坂元 茂樹 委員 阪本 孝義 委員

谷口 正暁 委員 西田 芳正 委員

牧里 每治 委員 松浦 弘志 委員

（大阪市）

梶本市民局理事

今井人権室企画調整課長 田井中管理担当課長

勝村人権啓発・相談センター所長 山藤相談担当課長

新井区政課住民情報担当課長代理 ほか

4 議題：（1）座長及び座長代理の選任について

（2）「人権問題に関する市民意識調査」結果について

（3）区長公募論文問題に関する検証結果について

（4）戸籍謄本等不正入手事件について

（5）インターネット上の人権侵害事象について

5 議事要旨

（1）座長及び座長代理の選任について

委員の互選により座長に平沢 安政委員が選任された。

座長の指名により座長代理に中尾 由喜雄委員が選任された。

（2）「人権問題に関する市民意識調査」結果について

「人権問題に関する市民意識調査」の調査結果の集計及び分析報告について、共同実施した大阪府から示された資料「『人権問題に関する府民意識調査』を今後の人権施策に生かす」に基づき説明をおこなった。

大阪府より示された資料では、府民意識調査結果から見えてきた府民意識の現状や人権教育・啓発の課題をふまえ、今後の取り組みポイントとして次の4点に整理されている。

①「これまでの取組みを踏まえた人権教育・啓発を」

○人権学習により、忌避意識を弱め、解決に向けた将来展望が持てるよう、学習者の気付きを促し、行動に結び付けることを目指した教育・啓発を推進する。

○人権に関する意識を高め、人権問題を自らのこととして受け止めることができるよう
教育・啓発の内容、手法を工夫する。

②「インフォーマルな差別的情報の影響を弱める、なくす工夫を」

○インフォーマルな差別的情報の影響を受けないようにするために、早い時期から学校教
育の中で正確な知識を伝える。また、幼少期における発達段階に応じた教育プログラム
を検討する。

○子育て中の親に対する人権啓発の中でインフォーマルな差別的情報の影響力の強さを
伝え、このような情報が広がることを防ぐ。

○差別的情報への気付きを促すとともに、課題解決に向けた将来展望が持てるような学習
を推進する。

③「『交流』『協働』の条件整備を」

○「交流」「協働」の取組みがさらに広がるよう、様々な人権問題について人々が交流し、
共通の課題解決に取り組むよう支援する。

○コミュニティづくり以外での「交流」の機会として、マイノリティの立場に置かれている
当事者の体験や考え方と直接触れ、人権問題を自らのことと受け止めることができる
人権研修を推進する。

④「同和問題における『逆差別』意識を払拭する取組みを」

○同和問題についての啓発においては、かつての特別措置法に基づく施策の必要性や成果、
残された課題、及び現在は広く行政上の課題を有する人々を対象とした一般対策を活用
して課題解決に取り組んでいることを、継続的に、分かりやすく情報発信する。

○同和問題解決に向けた取組みについては、未だに特別措置法に基づく施策と誤解される
ようなものがないか自己点検し、制度や運用に問題があれば見直す。

【委員からのご意見】

- ・ 市民意識調査をみて、同和問題への無関心さ根深さを強く感じた結果であったが、この
調査は無作為抽出方法による調査であったため、地域の実態に即した調査が必要ではない
か。
- ・ 逆差別を払拭する上で、「今でも行政から優遇されている」などが問題になるというこ
とに、背景、原因があるのではないか。
- ・ 同和地区住民との関わりのある人は同和問題への偏見が薄いと分析されているが、そ
うであるならば、交流の場である市民交流センターを継続していくべきであり、廃止ではな
く存続を要望しておく。
- ・ 資料のリーフレット「人権が尊重される社会づくりのために」には、数値のみが掲載さ
れているため、例えば、体罰を問題だと思う人の数値が少ないと体罰は問題ではないのだ
と受け取られる恐れがある。利用する場合は学習などの教材として留意事項をつけたうえ
で利用していただきたい。

- ・ 地域の実態調査をぜひ実施していただきたい。大阪府内の被差別部落のシングルマザーと子どもを対象にアンケート、インタビュー調査を行ったところ、社会的排除の実態や複合差別という新たな課題が見えてきた。一人の方がいくつもの人権侵害を被られているような実態が明らかになっている。複合的な差別がどのように関連しているかを分析して明らかにし、当事者の問題を新たに掘り起こして光を当てることが課題である。
- ・ 大阪市が実施している人権相談の分析を専門家がおこなっている調査結果とクロスさせるなど新しい視点で分析していくことで見えてくるものもあるのではないか。市としてもそういう調査と施策をつなぐ目的をもった研究に助成するような仕組みを持つとよいのではないか。
- ・ 今日の地域の状況として、廃止閉館された公的施設が放置された状態になっている。また、100人規模の小学校の生徒数がおよそ120名まで減っており、その要因を分析しないといけないのではないか。
- ・ 逆差別意識を取り除くためには、同和対策として行ってきたハード面も含めたさまざまな施策が当事者以外のエリア、住民にどのような好影響を与えてきたのか、その効果を検証していくべきだと思う。
- ・ 少子高齢化対策、安心安全な生活ができる施策、地域の実態に即したこれから社会を見据えた環境づくり、地域医療問題など、今後のまちづくりは50年、100年先にはどうあるべきかということを総合的に考えながらしていく必要があると考える。
- ・ 地域と地域外の格差が、妬み意識や逆差別意識につながってしまう。単に人権意識だけでなく、市民の暮らしをどのように底上げするのかという視点で人権問題に取り組んでほしい。

【大阪市説明】

- ・ 大阪府が府内市町村と共同で実施している「行政データを活用した実態把握」や「国勢調査を活用した実態把握」に大阪市も取り組んでおり、今後も実態把握に努める。
- ・ 特別措置法に基づく施策と誤解されることに対しては、かつての特別対策は整理され、必要な取り組みは一般施策に移行して実施していることを、はっきりと市民にアピールすることが大事であると認識している。
- ・ リーフレットの「人権が尊重される社会づくりのために」は、単に配架しておくという形ではなく、人権研修の中で使うこととしている。
- ・ 複合差別の問題については、大阪市人権啓発・相談センターで実施している人権の総合相談によせられる相談にもそうした事例が多くなっており、相談事由を分析し問題解決に取り組んでいきたい。
- ・ 廃止、統合した施設については、大阪市未利用地活用方針を定めて、処分するもの、他の事業に転用するもの、民間へ貸付するもの等に仕分けして、それぞれ進めているところである。

（3）区長公募論文問題に関する検証結果について

大阪市が区長を公募した際に、公募論文の中に同和地区を明記し、暗いイメージと結びつ

けるなど差別を助長する不適切な表現があり、その論文を大阪市のホームページにそのまま掲載してしまった事案について、二度とこのような問題を起こさないよう外部有識者も交えた検証会議を設置して検証を行った。検証結果として、経緯報告、外部有識者からの意見・要望、大阪市の認識と再発防止策、区長コメント、人権の視点から情報発信を行うための手引きを取りまとめ、3月29日に大阪市ホームページで公表した。

【委員からのご意見】

- ・ 差別を助長する不適切な表現がある論文を、ホームページ上に公表したことは、重大な問題である。指摘をされながら公表してしまった状況に対して反省をし、二度とこのようなことがないようにしてもらいたい。
- ・ 当該区長には、同和問題も含めて人権問題について認識を深めていただきたい。
- ・ 区長公募論文については、橋下市長も公募区長の選考に関与されているなら、大阪市長としてのコメント、再発防止に取り組んでいくなど決意を示すべきではないか。
- ・ 人権の視点からの情報発信を徹底するとともに、「人権の視点からの情報発信の手引き」を全国に広げていただきたい。

(4) 戸籍謄本等不正入手事件について

探偵事務所から依頼を受けた法務事務所が、司法書士や元弁護士などと共に謀し、職務上の請求用紙を大量に偽造し、それを用いて住民票の写しなどを不正に取得していた事件が発覚した。大阪市でも、この事件と同じ司法書士名の職務上請求用紙が200件余り見つかっている。

大阪市では、戸籍謄本等を職務上請求ができる8業士会に対して申し入れを行うとともに、戸籍謄本等の不正取得についての市民への広報と啓発を行っている。

さらに、大阪府との意見交換などを行い対応を検討した結果、不正に個人情報を取得された方に対して、個別に告知することとして、現在その準備作業を進めているところである。

また、あらかじめ登録した人の戸籍謄本や住民票等の取得請求があった場合に、その交付請求の事実を通知する「事前登録型本人通知制度」を平成27年の住民基本台帳システムの再構築に合わせて実施予定である。

(5) インターネット上の人権侵害事象について

他人を誹謗中傷したり差別を助長したりする個人や集団にとって有害な情報がインターネット上に掲載されるといった、人権にかかわる問題が多数発生している。

大阪市としては、これまでに次の取り組みを行ってきた。

- 大阪府、大阪市、大阪府市長会等で構成する「インターネット差別事象対策推進会議」に参画し、インターネット上における電子掲示板での差別事象の適切・有効な対応策について検討しており、今後、それらを取りまとめ国への要望に反映していく。
- これまでに大阪府、大阪府市長会、大阪府町村長会の三者により「インターネット等を利用した差別行為の防止対策について」の要望書を総務省等国の機関に提出している。
- ゲーグルマップを利用して大阪市内の同和地区の一覧が掲載されたことを受け、大阪法

務局に削除依頼を要請するとともにグーグル社あて削除依頼を行った。

- インターネット上の人権侵害事象に対して市民からの相談、申出等があった場合は、プロバイダ責任制限法に基づく削除申請を行うよう助言するほか、場合により大阪市より法務局やプロバイダへ削除の要請などを行っている。
- 啓発冊子などにより市民に対して啓発を行っている。

【全体を通しての各委員のご意見】

- ・ 大阪市人権啓発・相談センターに人権侵害として相談があった場合、どのような手順で問題解決につながっているのか。また、心身や財産に損害を受けたといった場合に、どこまでは市の相談センターで対処し、どこからは弁護士など専門の機関につなげるかを、もう少し明確にしていただきたい。
 - ・ そのようなケースの場合、ケース検討会議の実施をお願いしたい。
- (委員から説明) 重要な事案については、ケース会議を実施している。結婚差別事象の場合で、婚姻の約束が成立している場合、不法行為にあたるため、相談員が人権救済に向けて法的な助言を行う弁護士を紹介するという体制ができる。

【大阪市の説明】

- ・ 市民の方からの相談は、専門相談員が対応しており、どのような人権侵害があるかを傾聴し、ひとつひとつの課題を整理し、その中でより専門的な相談機関がある場合は、その機関を紹介させていただく。あるいは、内容によっては、大阪市が契約している弁護士につないでいる。